

重複保険における保険給付の調整に関する法的規律の検討

京都大学 山下 徹哉

1. はじめに

(1) 重複保険に関するルールの変化

ア 平成 20 年改正前商法の下でのルール

【法律上のルール】

- ・保険金額が保険価額を超える場合には、その超過部分について保険契約を無効とする（平成 20 年改正前商法 632 条から 634 条まで）。

【保険実務】

- ・保険金額が保険価額を超える部分についても保険契約を有効とすることを前提に、保険給付の調整ルールを置く。
→独立責任額按分主義

イ 現行保険法の下でのルール

- ・各保険者が行うべき保険給付の額の合計額が保険価額を超えるとしても、その超過部分も含めて保険契約は有効であるとすることを前提として、保険給付の調整ルールを置く。
→独立責任額全額主義（保険法 20 条 1 項）／保険者間の求償（保険法 20 条 2 項）

(2) 重複保険をめぐる状況の変化

①保険者間で求償関係が生じうるように。

②異なる保険給付の調整ルールが競合する場合が生じうるように。

※保険法制定前に締結された長期の保険契約（＝独立責任額按分主義）／保険法制定後の保険契約で独立責任額按分主義を採用するもの（←保険法 20 条 1 項は任意規定）

→いずれも保険法制定前にはほとんどなかった事態といえる。

→本報告では、保険法上の求償規定（保険法 20 条 2 項。特に「負担部分」の定め方）の合理性を検討＋異なる保険給付の調整ルールが競合する場合の調整方法を検討。

2. 保険法上の求償規定の合理性の検討

(1) 立案担当者による説明¹

ア 各保険者の債務の相互関係

- ・各保険者は、独立に、独立責任額について保険給付を行う義務を負う（独立主義）。…□

¹ 落合誠一=山下典孝編『新しい保険法の理論と実務〔別冊金融・商事判例〕』（経済法令研究会、2008）24 頁〔萩本修〕、萩本修編著『一問一答 保険法』（商事法務、2009）127 頁～132 頁。

←各保険者と各保険契約者は個別に契約を締結し、保険者相互間に共同関係等が存在するわけではないから、各保険者は、連帶して責任を負うものではない²。

イ 求償場面における各保険者の負担部分

・各保険者の負担部分は独立責任額により定まる。一部の保険契約についてのみ独立責任額按分主義の約定がある場合であっても、負担部分を定めるに当たっては、独立責任額を基準とする。

←保険法 20 条 2 項が定める「負担部分」の定義より。

$$\text{保険者 A の負担部分} = \frac{\text{填補損害額} \times \frac{\text{A の独立責任額}}{\text{A の独立責任額} + \text{B の独立責任額} + \text{C の独立責任額}}}{\text{A の独立責任額}}$$

・保険法 20 条 2 項は任意規定であるが、一部の保険者と保険契約者との間で負担部分を定めたとしても、その定めは、それ以外の保険者との関係では何らの効力も有しない。……β

←求償関係の当事者（各保険者）ではない保険契約者との間の合意にすぎないから。

ウ 検討

・一部の保険契約についてのみ独立責任額按分主義の約定がある場合でも、負担部分は独立責任額を基準とすることの理由については、条文を挙げるのみである。

←αから（ア）保険者間の求償は保険法 20 条 2 項を置くことで認められたもの（創設的規定）、βから（イ）一部の保険者と保険契約者との間の合意である独立責任額按分主義の約定は、その他の保険者との関係では何らの効力も有さず（契約の相対効）、20 条 2 項による「負担部分」の定め、すなわち独立責任額を基準に定まるということを左右するものではない、という趣旨か。

→このことを実質的利益衡量の観点からどう評価すべきかは不明。

² 保険法 20 条 1 項の規律をもって「独立責任額連帯主義」と呼ぶ例も見られるが、立案担当者は、以下のような理由から、独立責任額連帯主義ではなく、むしろ独立主義と呼ぶべきであるとする。すなわち、①連帯といつても、各保険者の責任がどのように関連し合うかが明らかでない、②現に、損害保険界において、各保険者は被保険者との関係では自らの契約に基づく損害填補責任を超えて最も保険金額の高い契約に基づく損害填補責任を負うことになるという誤解を招いた、③保険法 20 条 1 項は、連帯という言葉から一般に連想される法的効果（債務者である保険者の 1 人が弁済すればその限度で他の保険者の債務も同時に消滅するという効果）を伴うものではない、とする。その上で、ある保険者が保険給付することによって他の保険者が保険給付をすべき義務の全部または一部を免れることがあるが、これは、損害保険契約とは被保険者に生じた損害を填補する保険契約である（保険法 2 条 6 号）ということから導かれる帰結であり、各保険者が連帯責任を負っているからではない、と説明する。

(2) 学説

ア 概観

・学説では、各保険者の債務の相互関係と各保険者の負担部分の定め方について、独自の検討をするものはほとんど見られない。

・立案担当者の示す解釈に係る実質的利益衡量に言及するほぼ唯一の見解³は、次のようなもの。

→各保険者の保険金支払義務の相互関係について、互いに全く独立したものとみると（独立主義）、重複保険状態時の保険者の被保険者に対する保険金支払債務の額にかかわらず、負担部分は、常に独立責任額が基準となる。

←これは、求償関係が実際の保険金債務の額により影響されることを避け、実務的に保険金支払・求償の作業が円滑に行われるようするために、負担部分を実際の債務額とは独立して法定したと理解できる（簡明な実務処理の実現、損害保険業全体としてコスト削減）。

※独立主義と対比されるものとして、各保険者の保険金支払義務の相互関係を（不真正）連帯債務とみると、保険者間の求償は各保険者の保険金支払債務が連帯していることから認められることになり⁴、負担部分は、重複保険状態時の保険者の被保険者に対する保険金支払債務の額により決まる、とする。

※一部の保険契約に独立責任額按分主義の約定があるときに、独立主義で考える場合と連帯債務的に考えるとで違いが現れるとする（下記例参照）。

例) 保険価額 1000 万円の建物（所有者 X）

　保険者 A と保険金額 1000 万円の火災保険契約を締結

　保険者 B と保険金額 600 万円の火災保険契約を締結

　（重複保険の場合は独立責任額による比例按分額のみ支払う旨の定めあり）

　保険者 C と保険金額 400 万円の火災保険契約を締結

→火災で建物が滅失した場合の支払債務の額は、以下のとおりとなる。

　保険者 A は、1000 万円

　保険者 B は、300 万円 ($=1000 \text{ 万} \times \frac{600 \text{ 万}}{1000 \text{ 万} + 600 \text{ 万} + 400 \text{ 万}}$)

　保険者 C は、400 万円

a) 独立主義で考えた場合、保険者 B の契約における按分額支払の定めの有無にかかわらず、独立責任額を基準に負担部分が定まる。

　A の負担部分は、500 万円 ($=1000 \text{ 万} \times \frac{1000 \text{ 万}}{1000 \text{ 万} + 600 \text{ 万} + 400 \text{ 万}}$)

　B の負担部分は、300 万円 ($=1000 \text{ 万} \times \frac{600 \text{ 万}}{1000 \text{ 万} + 600 \text{ 万} + 400 \text{ 万}}$)

　C の負担部分は、200 万円 ($=1000 \text{ 万} \times \frac{400 \text{ 万}}{1000 \text{ 万} + 600 \text{ 万} + 400 \text{ 万}}$)

³ 山本哲生「損害保険における課題」保険学雑誌 608 号 36 頁～37 頁（2010）、山下友信ほか『保険法〔第 3 版補訂版〕』（有斐閣、2015）117 頁〔山本哲生〕。

⁴ したがって、保険法 20 条 2 項は創設的規定ではなく、各保険者が被保険者に対して独立責任額の債務を負う場合（=20 条 1 項がそのまま適用される場合）の確認的規定と考えるべきことになるだろう。

b) 連帯債務的に考えた場合、各保険者の保険金支払債務の額を基準に負担部分が定まる。

$$A \text{ の負担部分は、約 } 588 \text{ 万円 } (=1000 \text{ 万} \times \frac{1000 \text{ 万}}{1000 \text{ 万}+300 \text{ 万}+400 \text{ 万}})$$

$$B \text{ の負担部分は、約 } 176 \text{ 万円 } (=1000 \text{ 万} \times \frac{300 \text{ 万}}{1000 \text{ 万}+300 \text{ 万}+400 \text{ 万}})$$

$$C \text{ の負担部分は、約 } 235 \text{ 万円 } (=1000 \text{ 万} \times \frac{400 \text{ 万}}{1000 \text{ 万}+300 \text{ 万}+400 \text{ 万}})$$

イ 検討

・負担部分が常に独立責任額を基準に定まるとすることでもたらされる、簡明・円滑な実務処理の実現、損害保険業全体としてのコスト削減とは具体的にはどういうことか。

①負担部分が画一的な基準で定まるという意味で保険者間の法律関係を単純化することにより、実務処理が簡明となり、コスト削減につながるということ？

←これに対するは…

第一に、負担部分を決める基準だけの問題であれば、それほど大きな差はないようにも思える。→負担部分が独立責任額を基準に定まる場合と各保険者の保険金支払債務の額を基準に定まる場合を比較すると、その計算に必要な情報はほとんど同じはず⁵。

第二に、負担部分の画一的な算定にメリットを見出すのであれば、独立責任額按分主義の約定がある場合だけではなく、他保険優先払の約定（重複保険の場合に他の保険者が支払った残存部分についてのみ保険金を支払うといった約定）がある場合にも、保険者間関係では、独立責任額を基準に定まる負担部分を前提に、求償関係が生ずることにしておく方が一貫するように思える^{6 7}。→その是非をどう考えるべきか？

⁵ いずれの場合も、求償に先行して他の保険契約の内容等を把握して、負担部分等を算定することになる（求償実務について、松浦秀明「保険法第20条『重複保険』の保険金支払実務への影響」損害保険研究73巻1号82頁～86頁（2011）、東京海上日動火災保険株式会社編著『損害保険の法務と実務〔第2版〕』（金融財政事情研究会、2016）361頁～363頁参照）。負担部分が保険金支払債務の額を基準に定まる場合で、かつ一部の保険契約に独立責任額按分主義の約定があるときについていえば、独立責任額按分主義の下での具体的な保険金支払債務の額は独立責任額を基準に定まる。そうすると、この場合の負担部分の算定は、独立責任額から出発しつつ、計算式が少し複雑になったに過ぎないといえるのではないか。

⁶ 山下ほか・前掲注3) 120頁〔山本〕は、独立主義で考えた場合の帰結として、「重複保険の場合に他の保険者が支払った残存部分についてしか保険金を支払わないと定めたとしても、独立責任額の割合による負担部分につき求償を受けることになる」と説明する。

⁷ ただし、保険法20条2項の文言上は、一部の保険契約に他保険優先払の約定がある場合には、同項に基づく求償は生じないと解するのが素直な解釈であろう。各保険者の保険金支払債務が重なり合わず、「共同の免責」が生じないとことになると考えられるからである（鳴寺基『新しい損害保険の実務』（商事法務、2010）91頁、95頁参照）。したがって、仮に、実質的利益衡量の観点から、この場合でも独立責任額を基準とする負担部分をベースとして求償関係を生じさせるのが望ましいというのであれば、「二以上の損害保険契約の各保険者が行うべき保険給付の額」について、保険給付の調整ルール（他保険優先払の約定など）を適用した後の額ではなく、各保険者の独立責任額と解釈し、また、「共同の免責」も独立責任額をベースに判断することとするなど、保険法20条2項について、文言から読み取れる通常の意味とは若干異なる意味で解釈する必要がある。

②可能な限り求償が生じないようにすることで、実務処理が簡明となり、コスト削減につながるということ？

→求償関係が生じる場合、様々な事務コストがかかることになる。

←一部の保険契約に独立責任額按分主義の約定があるときに、それにもかかわらず負担部分が独立責任額を基準に定まるとしておけば、独立責任額按分主義の約定のある保険契約の保険者が自己の支払債務額を被保険者に対して支払うと、当該保険者について、通常、求償は生じないこととなる^{8 9}／また、一部の保険契約に他保険優先払の約定があるときには、当該保険契約に基づく給付と他の保険契約に基づく給付との間は重複保険の関係に立たず、求償関係は生じない、としておくべきことになろう。

・いずれにせよ、負担部分が常に独立責任額を基準に定まるとすることは非は、異なる保険給付の調整ルールが競合する場合（一部の保険契約の独立責任額按分主義の約定や他保険優先払の約定などがある場合）の相互調整のあり方とも関連する。→次の3.で検討する。

3. 異なる保険給付の調整ルールが競合する場合の調整方法の検討

(1) 総説

- ・2.で検討した負担部分の決定基準の問題を考える際の参考とするため、異なる保険給付の調整ルールが競合する場合の調整方法を検討する。
- ・ドイツ法および米国法を参照して、両国で用いられる保険給付の調整ルールの内容と異な

⁸ 前記3頁～4頁の設例において、独立責任額基準(a)であれば、保険者Bは、自己の支払債務額300万円を支払えば、その後求償する必要もないし、求償を受ける可能性もない。他方、実際の保険金支払債務額基準(b)であれば、保険者Bは、自己の支払債務額300万円を支払った後に、そのうち自己の負担部分を超える124万円を、AまたはCに求償することになる。

⁹ ただし、次のような設例（萩本編著・前掲注1）131頁注2に掲げられた設例と同じ）では、独立責任額基準(a)によったとしても、保険者Bが自己の支払債務額を支払った後、保険者Bは他の保険者から求償を受ける可能性がある。

【設例】時価100万円の目的物について、約定保険額および保険金額を120万円とするA保険契約（保険者A）、保険金額を100万円とするB保険契約（保険者B。比例按分の定めあり）、保険金額を80万円とするC保険契約（保険者C）が付されている。

この場合に、保険者Bの被保険者に対する支払債務額を算定するときの填補損害額は100万円であるが、保険者Bの負担部分を算定するときの「てん補損害額」は120万円（各保険契約に基づいて算定した填補損害額のうち最も高い額。保険法20条2項参照）であるため、支払債務額は約33.3万円、負担部分は40万円となる。

もっとも、支払債務額を算定するときの填補損害額を、20条2項と同様に、「各保険契約の填補損害額のうち最も高い額」と定めれば、負担部分=支払債務額となるから求償が生じないようにはすることは可能である（海上保険分野の例について、山下友信『保険法』（有斐閣、2005）411頁）。また、火災保険契約において、時価基準の契約と再調達価額基準の契約が競合する場合には、上記設例と同様の状況が生じうる。しかし、再調達価額基準の契約に、時価基準の契約と再調達価額基準の契約の競合に際しての保険給付の調整ルールとして、他保険優先払の約定が置かれれば、その結果として、求償は回避されると考えるのが一般的であるといえる（鳩寺・前掲注7）91頁）。

る調整ルールが競合した場合の相互調整の方法を見ることにしたい。

(2) ドイツ法

ア 概観¹⁰

- ・ドイツ保険契約法（VVG）は、重複保険の場合の保険給付の調整ルールとして、①独立責任額全額主義を採用し、②各保険者は連帯債務者として責任を負うとする（保険契約法 78 条 1 項）。また、独立責任額全額主義の採用に伴い、③保険者間の求償ルールを定める（保険契約法 78 条 2 項 1 文）。
- ・連帯債務は、民法典（BGB）427 条にいう共同的性質の契約により発生するのではなく、保険契約法 78 条 1 項に基づいて生じ、求償請求権は、保険契約法 78 条 2 項により生ずる。
- ・各保険者は、各自の契約に基づいて保険契約者に対し支払うべき金額を基準とする負担部分について義務を負う（保険契約法 78 条 2 項 1 文）。→各保険者が、保険事故が生じたときに、契約上、保険契約者に対し、他の保険者を考慮に入れなければ負担することになるだろう填補給付の額の比率に応じた割合を基準として負担部分が決まる¹¹。
- ・保険契約法 78 条 1 項・2 項は任意規定←片面的強行規定を指定する 87 条は、78 条 3 項のみを挙げる。

←78 条 1 項に係る別段の定めとして実務上重要なのが、補充性合意 (Subsidiaritätsabrede)。

イ 補充性合意¹²

- ・補充性合意とは、他の保険者（第一次的保険者）のみが責任を負い、補充性合意を含む保険契約の保険者（補充的保険者）は責任を負わないとする定め。
- ・補充性合意の目的
→重複保険を生じさせずに填補の欠缺を埋めること／契約の乗換の際に、旧契約の解約と

¹⁰ Möller, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 8.Aufl., 1980, § 59; Kohleick, Die Doppelversicherung im deutschen Versicherungsvertragsrecht, 1999; Schauer, in: Berliner Kommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 1999, § 59; Schnepf, in: Bruck/Möller, Großkommentar zum Versicherungsvertragsgesetz, 9.Aufl., 2010, § 78; Armbürster, in: Prölss/Martin, Versicherungsvertragsgesetz, 29.Aufl., 2015, § 78.

¹¹ BGH VersR 2011, 105.

¹² 補充性合意の具体例としては、たとえば、以下のようなものがある。

①制限的補充性合意

- ・火災保険：旅館業における客の所有物（SK 1210 Nr. 4 zu AFB 2010）
「当該客が他の保険契約から填補を受けられない場合に限り、保険金は支払われる」
- ②無制限的補充性合意
 - ・運送業者賠償責任保険（Ziffer 6.10 DTV-VHV laufende Versicherung 2003/2011）
「保険契約者の他の運送業者賠償責任保険により付保されている請求権は、保険保護の対象外である」
 - ・家財保険（Abschnitt A § 6 Nr.4 f) VHB 2010 (QM)/(VS))
「私有に属する物のうち、別個の保険契約により付保されているもの（たとえば、装飾品および毛皮製品、美術品、楽器または狩猟用・スポーツ用の武器）は、家財に含まない」

同時に新契約の補償が有効になることとして競争上のツールとすること／保険料の減少

・補充性合意の分類その1

独立補充性合意（「真正」補充性合意）：別の保険契約の存否と無関係に置かれた合意。

非独立補充性合意（「不真正」補充性合意）：既に存在する別の保険契約と具体的に結びつけながら取り決められる合意。

→判例・学説が議論の対象とするのは、通常、独立補充性合意。

・補充性合意の分類その2

制限的補充性合意（単純補充性合意）：第一次的保険者に対する請求権が存在すれば従属的保険者に対する請求権が排除される合意。第一次的保険契約が存在しても、保険事故発生までに存在する事由（オブリーゲンハイトの違反、保険料支払の遅滞など）により第一次的保険者が免責されるならば、従属的保険者に対して請求できる。

無制限的補充性合意（特別補充性合意）：他の保険契約が存在すれば、具体的な保険事故において第一次的保険者が保険給付を義務付けられているか否かにかかわらず、従属的保険者は保険給付義務を負わない。

ウ 異なる保険給付の調整ルールが競合する場合の調整方法

(ア) 独立責任額全額主義と補充性合意の競合

・補充性合意が置かれると、当該保険契約については、保険契約法78条1項のみならず2項の適用もない¹³。補充性合意が定めるとおりに、他の保険者（第一次的保険者）が保険金支払義務を負う一方で、補充性合意を含む保険契約の保険者は責任を負わないし、補充性合意を含む保険契約の保険者が求償を求められることもない。

(イ) 補充性合意同士の競合

・補充性合意が競合する場合には、保険契約に優先劣後関係が定められていればそれに従うが、そのような定めがないのが通常であり、それゆえ、補充的契約解釈を必要とする。

・制限的補充性合意と無制限的補充性合意の競合

→無制限的補充性合意が優先し、制限的補充性合意のある保険契約の保険者のみが給付義務を負う。

←制限的補充性合意を置く保険者は、他の保険者が保険事故発生の際に給付義務を負う場合にのみ、責任を免れようとする意図を持ち、無制限的補充性合意を置く保険者は、保険事故発生の際に他の保険者が給付義務を負うか否かにかかわらず、他に保険契約が存在するなら責任を免れようとする意図を持つ。

¹³ BGH VersR 1989, 250（「保険者が補充的にのみ責任を負う場合には、[1908年] 保険契約法59条2項 [2008年保険契約法78条2項] は関係がない。なぜなら、そのような場合には、保険者間の求償が生ずる余地がないからである」）；OLG Köln VersR 2009, 539.

- ・制限的補充性合意同士の競合

→両合意は、互いに打ち消し合って効力を失い、保険契約法 78 条を適用する¹⁴。

←保険契約者が保険による補償を受けられない状態にならぬようになると、関係者全ての意思に合致する。保険者は、制限的補充性合意を置くことで、重複保険に関するルールの適用を回避しようとするが、保険契約者がその他の保険者から補償を受けられない状態にある場合には、原則として自己が責任を負う意図を持つ。また、時間的先後といった偶然に依存する意図は見出せないし、保険契約者との関係でも割合的責任しか負わないという処理は保険契約者の希望と適合しない。同等の立場にある制限的補充性合意同士の競合の場合には、保険契約者はどちらの保険者からでも自分の選択により保険金の全額を請求できることとし、保険者間の関係では、互いに他の保険者と同等の責任を負うこととする(=保険契約法 78 条を適用した場合と同じ) というのが契約当事者の推定的意思と考えられる。

- ・無制限的補充性合意同士の競合

→いずれの保険者も責任を負わない。

←無制限的補充性合意は、他の保険契約が存在する場合には保険金を支払わないとするものであり、契約自由の原則および契約の対等性からすれば、いずれの合意もそのまま適用される。もっとも、一切の保険保護を失うことが保険契約者にとって民法典 305c 条 1 項にいう「不意打ち」に当たるか否かは、考慮されうる。すなわち、「不意打ち」といえれば、無制限的補充性合意は効力を失って契約の構成要素から排除され、代わりに保険契約法 78 条が適用される。

(3) 米国法

ア 概観¹⁵

- 同一の保険契約者が同一の期間に同一のリスク・利益について複数の保険に加入する場合に、保険者の責任を減少させ、または排除するために、ほとんどすべての財産保険、賠償責任保険および疾病保険の約款ならびに多数の傷害保険の約款に「他保険条項 ("other insurance" clauses)」が存在する。

- 2 人以上の保険者が同一のリスク・利益を付保するが、その保険者の 1 人が全損失について支払われる場合には、支払をした保険者は、他の保険者に対し、支払額のうち一定割合の部分について求償することができる。

- 保険給付の調整ルールは、経済的効率性の促進という観点からは、以下のような意義を持ちうるとの指摘がある。

- ①損害填補原則を実現し、保険から利益を生まないようにすることで、過大な保険に加入していることによるモラルハザードを抑制する。

¹⁴ LG Hamburg VersR 1978 933; BGH VersR 2014, 450.

¹⁵ Robert H. Jerry, II and Douglas R. Richmond, *Understanding Insurance Law*, pp. 678-705 (5th ed., 2012); Douglas R. Richmond, "Issues and Problems in 'Other Insurance,' Multiple Insurance, and Self-Insurance," 22 *Pepp. L. Rev.* 1373-1465 (1995); Kenneth S. Abraham, *Distributing Risk: Insurance, Legal Theory, and Public Policy*, pp. 136-147 (1986).

- ②保険給付に優先順位を付けることにより、当該保険の保険契約者が損害予防策をとるインセンティブを最もよく生み出す保険契約に給付責任を集中させることで、最適な損害予防を促進する。
- ③給付額を抑制し、保険給付の調整の明確な指針を与えることで、訴訟の必要性を減らし、それにより運営コスト・法的コストを最小化し、あるいは関係する保険者による重複調査・請求手続回避することを通じて、保険のコストを減少させる。

※①の観点からは、保険契約者の受け取る保険金の額の上限が損失を超えないようになっているなら、いかなる給付調整ルールを採っても同じ。どの給付調整ルールがよいかは、①以外の観点で決まる。

イ 他保険条項のタイプ

- ・比例按分 (pro rata) 条項：当該保険者の責任を、すべての保険契約による補償の総額のうち当該保険の責任額の割合を超えない部分の損失に限定すべき旨の定め。
- ・超過 (excess) 条項：当該保険者の責任を、他の有効かつ受取可能な保険の補償を超過する損失に限定すべき旨の定め。
- ・免責 (escape) 条項：当該保険者は、他に有効かつ受取可能な保険が存在すれば、責任を負わないとする旨の定め。

※比例按分条項が最も一般的であり、免責条項が最も利用が少ない。

※複数のタイプを組み合わせたものもみられる（例：超過免責 (excess escape) 条項）。

→他保険条項を有する複数の保険契約が競合する場合には、法令または保険契約に調整ルールが置かれていないれば、その相互調整が裁判で争われ、多数の判例が存在する。

※「真正超過 (true excess) 契約」（=当初より、第一次的保険から受取可能な額を超える額についてのみ責任を負う第二次的保険として設計された契約のこと。通常、契約条項において、一定額の下積みの第一次的保険を要求し、そのような第一次的保険を具体的に列挙する）は、検討の対象外とする。

ウ 他保険条項相互の調整

(ア) 同種の条項が競合する場合

- ・比例按分条項を有する複数の保険契約が競合する場合は、各保険者間で比例按分する。
- ・超過条項を有する複数の保険契約が競合する場合は、超過条項は相互に矛盾するものと取り扱われ、保険者間で責任を比例按分する。
- ・免除条項を有する複数の保険契約が競合する場合は、免除条項は相互に矛盾するものと取り扱われ、保険者間で責任を比例按分する。

(イ) 異種の条項が競合する場合

- ・比例按分条項を有する保険契約と超過条項または免責条項を有する保険契約の競合
 - a) 多数の判例：比例按分条項を有する保険契約が第一次的な補償を提供し、超過条項を有する保険契約が第二次的な補償を提供する。
←問題の条項の文言を吟味することを通じて契約当事者の意図を実現することにより、異なる他保険条項の調整を試みるもの。すなわち、超過条項を置く保険者の通常の意図は、損失が他の保険によって

カバーされるならば、保険金を支払わないというものであるのに対して、比例按分条項を置く保険者の通常の意図は、他に有効な第一次的な保険がある限りで、それと比例按分するというものである。

- b) 少数の判例：比例按分条項と超過条項は相互に矛盾するので、両者ともに適用せず。

契約の欠缺を埋めるものとして比例按分ルールを採用（Lamb-Weston ルール）¹⁶。

←競合する条項のいずれかのみを適用しようとしても、合理的な判断基準を見出すことはできない。

Lamb-Weston ルールは、画一的な判断結果をもたらすものであり、それは関係する保険者の数にかかわらず適用でき、a)のアプローチよりも単純であり、便利であり、適用しやすい。その結果、保険の引受時においても保険者が負担すべき責任を正確に予測できるようになる。

- ・超過条項を有する保険契約と免責条項を有する保険契約の競合→解決困難な問題。

- a) 免責条項を有する保険契約の保険者に第一次的な責任を課し、超過条項を有する保険契約の保険者を超過条項と取り扱う。

←超過条項を有する保険契約は、免責条項の適用要件である「他の有効かつ受取可能な保険」に当たらないので、免責条項は発動しない。

- b) 超過条項を有する保険契約の保険者に第一次的な責任を課し、免責条項を有する保険契約は免責とする。

←免責条項を有する保険契約は他の保険が存在すれば補償しないところ、超過条項を有する保険契約は他の保険といえる。

- c) 両条項は相互に矛盾し、保険者間で責任を比例按分する。

(4) 検討

- ・日本法において一部の保険契約に他保険優先払の約定がある場合の調整のあり方を考えるに当たり、ドイツ法・米国法の議論の中で着目すべき場面は…

- a) ドイツ法：一部の保険契約についてのみ保険契約法 78 条 1 項に係る別段の定めとして補充性合意を置くという場面（独立責任額全額主義と補充性合意の競合）が類似場面。

- b) 米国法：比例按分条項を有する保険契約と超過条項または免責条項を有する保険契約の競合の場面が類似場面。

- ・ドイツ保険契約法の規定ぶりは、全体として、日本の保険法の規定ぶりと似ている¹⁷。

→一部の保険契約についてのみ、保険契約法 78 条 1 項に係る別段の定めとして補充性合意を置くならば、78 条 2 項の適用もなく、求償関係が生じないと考えられている。

←条文を素直に適用すれば、確かにこのような帰結になるだろうし（日本法では前掲注 7）、この帰結を特段疑問視する見解は見当たらない。

¹⁶ Lamb-Weston, Inc. vs. Oregon Automobile Insurance Co., 341 P2d 110 (Or. 1959).

¹⁷ 独立責任額全額主義と、求償権に係る負担部分が独立責任額を基準に定まることとされる点は同じ。また、各保険者間の債務の相互関係は連帶債務とされる点で異なるものの、連帶債務関係は保険契約法 78 条 1 項の定めにより生じ、求償請求権も同条 2 項により生ずるとされる点は、日本法で求償請求権が保険法 20 条 2 項により生ずると考えるのと類似する。

・米国法において、比例按分条項を有する保険契約と超過条項または免責条項を有する保険契約の競合の場面では、判例上、主に2つのアプローチがあるとされる。

→判例の多数派がとるアプローチ ((3)ウ (イ) a)) は、ドイツ法や日本法における条文の素直な適用の結果と同様。一部の判例がとるアプローチ ((3)ウ (イ) b) : Lamb-Weston ルール) は、超過条項・免責条項を無視して、比例按分ルールを適用する=日本法でいえば、一部の保険契約について他保険優先払の約定がある場合でも、当該約定を無視して、独立責任額基準の負担部分の下、保険者間で求償関係を生じさせるとすることに近い。

・Lamb-Weston ルールのメリット・デメリットとして指摘されていることを見ると…

a) メリットとしては、その単純明快さと恣意的な判断の排除が挙げられる。

b) デメリットとして、①契約当事者の意図を無視している点で、契約解釈の基本ルールに反すること、②裁判所が立法をして、他保険条項を有するすべての保険契約に強行法的に比例按分型を適用するのと同じであること、③他保険条項の内容およびそれがエンフォースされることは、保険料を決定するために用いられる保険危険率計算上の要素であり、裁判所が個々の他保険条項を無効としてしまうと、保険料計算において不確実性が生じ、結果として、不必要に、保険料の額の増加を招く可能性があること、などが指摘される。

←①②は契約解釈の限界を超えるという批判。③は実際上の不都合の指摘。

・以上の指摘を踏まえて検討すると…

→単純明快な Lamb-Weston ルールを用いれば、他保険条項の競合場面での解釈上の疑義を払拭し、保険者間での紛争・訴訟を減らすことにつながる面はあるといえそう。

←他方で、デメリット③により、不必要に保険料が上がる可能性。裁判所が事後的に契約当事者の意図を無視してしまうと、顧客の需要・属性に適合した商品内容¹⁸・保険料を提示できないことになりそう(ただ、実際の影響の程度は、場合によるといわざるをえない)。

・Lamb-Weston ルールが一定の支持を受けるのは、多種多様な文言の契約が乱立する状況にあることとともに、超過条項・免責条項に対する嫌悪感が影響しているのかもしれない。

←実際、他に適用されうる保険契約が存在することを奇貨として、自らの責任を免れる身勝手な条項だとはっきり指摘する判例がある¹⁹。

¹⁸ たとえば、保険給付に優先順位を付けることにより、当該保険の保険契約者が損害予防策をとるインセンティブを最もよく生み出す保険契約に給付責任を集中させることで、最適な損害予防を促進する(給付調整ルールの経済的効率性促進機能の②(前記9頁)参照)といった商品には合理性が認められるように思われる。もっとも、具体的に、いかなる条件の下で、どのように設計すればうまくその目的を達成できるかは、慎重な検討を要する。

¹⁹ Penton v. Hotho, 601 So.2d 762, 764-765 n.3 (La.App. 1st Cir. 1992) [比例按分条項と超過条項の競合事例。結論として、両条項は相互に矛盾し、無効であり、両保険者間で損失を比例

4. 検討

・日本法で、一部の保険契約に他保険優先払の約定がある場合に、独立責任額基準の負担部分に基づき、保険者間で求償関係を生じさせることの是非をどう考えるか？

←①日本では、米国のように多種多様な内容・文言の条項が乱立・競合し、その調整に苦慮する事態は想定しがたい²⁰。→単純なルールを一律に妥当させるメリットが小さい。

②他保険優先払の約定を置いても、最終的に求償により独立責任額を基準に定まる負担部分について責任を負うのであれば、保険料が上がる可能性は否定しがたい。

③仮に、ある約定について、当該保険者が責任逃れをするための身勝手な条項といわざるをえない状況があれば、個別事案ごとに、当該条項の効力を問題にするなどの対応で足りる。→当該条項を一律に無視して、求償関係を生じさせる必要はないのではないか。

→したがって、積極的に肯定するだけの理由を見出しがたい。

・すると、前記2.(2)イの①(4頁)のうち、第一の点と第二の点は、ともに大きなメリットが認められるとはいえなさそうである。他方、前記2.(2)イの②(5頁)のように、求償関係が生じないことによるコスト削減は、ある程度は肯定できそうである。

→よって、負担部分が常に独立責任額を基準に定まることを正当化する事情としては、前記②の意味でのコスト削減の寄与するところが大きいように思われる。

→以上を前提として、一部の保険契約について独立責任額按分主義の約定がある場合でも、負担部分は独立責任額を基準に定めると考えることには、一定の合理性が認められよう。

5. おわりに

・本報告では、重複保険における保険給付の調整に関する現行法のルールのうち、特に求償規定を取り上げ、その合理性の検証をした。

→いくつかのバリエーションがありうる保険給付の調整ルール各々の合理性や保険給付の調整のあり方に関する全般的な検討は今後の課題。

按分すべきであるとする] 参照。また、保険者は、事前の段階では、自己の保険契約は当該契約を第一次的保険とする他保険条項を含むと主張したいと思い、事後的な補償をめぐる紛争の中では、当該他保険条項は当該契約を第二次的保険とするものであると主張したいと思うだろうと指摘されることもある (Kenneth S. Abraham, *Cases and Materials Insurance Law and Regulation*, p. 736 (5th ed., 2010))。

²⁰ 現状を見るに、保険法制定後、ほとんどの保険契約は、重複保険の場面における給付調整ルールとして、独立責任額全額主義を採用する。一部の共済契約において、独立責任額按分主義を維持したものの、最新の約款では独立責任額全額主義に切り替えられた例もある(共済契約の約款のすべてで独立責任額全額主義に切り替えられたかどうかは不明)。他保険優先払の約定も、幅広く用いられているようには思われない。また、保険法20条とは異なる給付調整ルールが採用されている場合であっても、当該条項の文言は、保険者間でほとんど同じであるといってよい。